

## 私立幼稚園預かり保育給付金 よくあるご質問（令和7年度版）

Q 1. 保育認定の就労要件について認定基準はありますか？

A 1. 1 日 4 時間以上、月 12 日以上を目安とした月 48 時間以上の勤務が基準となります。

Q 2. 保育認定の申請をしましたが、その後、給付を受けるまでに何をすればいいですか？

A 2. 保育認定の申請書をご提出後、区で認定のための審査を行います。認定の可否結果につきましては、申請者様あてに郵送で通知いたします。預かり保育の給付を受けるには、保育料等補助金の申請書を提出いただければ、月々の保育料等とあわせて給付いたします。

Q 3. 6 ヶ月分の預かり保育の利用日数を記録しておかなければいけませんか？また、領収証等の提出は必要でしょうか？

A 3. お通いの幼稚園の預かり保育のみを利用した場合は不要です。区から園にご利用日数および金額を確認します。あわせて認可外保育園等も利用された場合は、在籍園以外の預かり保育事業等利用分の請求書と「領収書 兼 提供証明書」（利用された施設に記入してもらったもの）の提出が必要です。

※請求書と「領収書 兼 提供証明書」は、区ホームページより入手出来ます。

Q 4. 通園する私立幼稚園で預かり保育を行っていません。預かり保育を他の施設で利用したいのですが、給付の対象になりますか？

A 4. 幼児教育無償化の対象となる認可外保育園の他、オアシスルーム、区立保育園の一時保育等を利用された場合は、給付の対象となります。  
(ただし、区立保育園の一時保育については、給付(償還)の時期が異なります。)

Q 5. 認定要件が変わりました（例：求職⇒就労）。どのような手続きが必要でしょうか？

A 5. 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）、および変更内容を証明する書類（就労証明書等）のご提出を速やかにお願いします。

また、年に 1 回、認定内容の確認をさせていただきます。その際、勤務内容に変更がない場合でも、就労証明書等をご提出いただきます。

Q6. 第2子が4月に私立幼稚園に入園し、預かり保育を利用します。保育認定の提出書類である就労証明書を第1子の預かり保育利用のため、昨年の11月に提出していますが、再度勤務先に作成してもらわなければならないのでしょうか？

A6. 4月からご入園のお子様の保育認定であれば、新年度の認定となりますので、再度勤務先からの取得をお願いいたします。

Q7. 給付時に区から何か案内はあるのでしょうか？

A7. 給付の約1週間前～前日ごろに決定通知書を、保護者様あてに郵送します。

Q8. 保育認定を受けるとは、どのような意味なのでしょうか？

A8. 日中、お子様の保育ができない何かしらの要件があるご世帯が保育認定を申請していただき、認定を受けていただくことにより、預かり保育を利用された場合に給付を受けられるようになります（年少クラスのお子様の場合、1日450円、月上限11,300円の給付）。

Q9. 保育認定を受けられる要件は、どのようなものがあるのでしょうか？

A9. ご両親ともに下記要件のいずれかに該当することが必要となります。  
要件（①就労 ②妊娠・出産 ③求職 ④就学 ⑤疾病・障害 ⑥看護・介護）ごとに認定期間および提出書類が異なります。詳細は、品川区ホームページをご確認ください。

Q10. 預かり保育は既に利用していますが、保育認定申請をしていませんでした。これから申請をして、過去に遡って給付を受けることはできますか？

A10. 保育認定は、給付を受ける月の前月までに認定されなければなりません。また、認定を受けてからの給付となるため過去に遡っての給付はできません。

Q11. 満3歳児第2子以降向けの「預かり保育補助金」の給付対象は？

A11. 給付対象は、お通いの幼稚園の預かり保育です。その他、お通いの幼稚園が他の施設で実施する預かり保育を併用可能な園であれば、幼稚園型一時預かり事業による預かり保育（※）を利用した場合に対象となります。

※実施している園は限られますので、事前に園または品川区へご相談ください。

Q12. 0～2歳児（幼稚園非在園児）第2子以降向けの「預かり保育補助金」の給付対象は？

A12. 幼稚園型一時預かり事業（Ⅱ）による預かり保育（※）を利用されている場合、対象となります。  
※実施している園は限られますので、事前に園または品川区へご相談ください。

Q13. 幼稚園型一時預かり事業とはなんですか？

A13. 幼稚園で実施している預かり保育事業のうち、国の「一時預かり事業」として実施され、区市町村から助成を受けている預かり保育事業を指します。ご利用する幼稚園の預かり保育が該当するかは、園が所在する自治体または園にご確認ください。  
なお、幼稚園型一時預かり事業（Ⅱ）は上記のうち、在園していないお子様（プレクラス等のお子様を含む）を一時的に預かる事業です。

Q14. 過年度分の預かり保育利用料の給付を請求することは出来ますか？

A14. 過去2年に遡って請求することが出来ます。請求する場合は、事前に区へご相談ください。